

株 主 各 位

兵庫県尼崎市中浜町19番地
日亜鋼業株式会社
代表取締役社長 国 峰 淳

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくことを強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
なお、接触感染リスク軽減のため、今回はお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市中浜町19番地
日亜鋼業株式会社 本社大ホール（後記会場ご案内図ご参照）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第68期 {2019年4月1日から
2020年3月31日まで} 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期 {2019年4月1日から
2020年3月31日まで} 計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分件
 - 第2号議案 取締役3名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
4. 招集にあたっての決定事項
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nichiasteel.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

〔2019年4月1日から
2020年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は上期と下期で大きく変化しました。上期は中国経済の減速や米中貿易摩擦の影響により輸出が低迷したものの、個人消費や民間設備投資が堅調に推移し、日本経済は緩やかな回復を示しました。一方で、下期に入り10-12月期のGDPが消費増税等の影響を受け前期比大幅な縮小を余儀なくされ、1-3月期も新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延によりマイナス成長が避けられず、日本経済は深刻な不況に陥る事態に直面しました。

そうした経済動向の中、線材加工製品業界においては、自動車向け需要の減退や獣害防護柵に関する政府予算の縮小に見舞われ、下期には建築向け需要が急減しました。こうした数量減に加え、コスト面では主原料価格の上昇が続くなど、市場環境は期を追う毎に一段と厳しさを増すことになりました。

このような状況の下、当社グループは収益改善に向けて積極的に取り組み、品種構成の好転を含めた販売価格の改善を推し進めました。しかしながら、海外子会社の解散を含めて販売数量が減少したことにより、当連結会計年度の売上高は30,939百万円と前期に比べ308百万円（△1.0%）の微減となりました。

利益面においては、主原料コストが上昇したものの、販価改善やコスト削減の推進により、営業利益は1,750百万円と前期に比べ589百万円（50.8%）の増益、経常利益は2,033百万円と前期に比べ511百万円（33.6%）の増益となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券評価損を計上したことにより、384百万円と前期に比べ595百万円（△60.8%）の減益となりました。

なお、取扱製品部門別の状況は次のとおりであります。

普通線材製品部門

当部門は、普通線材を素材とした各種めっき鉄線、また、めっき鉄線を素線とした加工製品からなり、公共土木向けのかご、落石防護網及び民間向けの各種フェンス等に使用されております。

売上高は、国内の販売数量が増加し平均販価が改善したものの、海外子会社の解散に伴う販売数量減により、10,001百万円と前期に比べ301百万円（△2.9%）の減収となりました。

営業利益は、海外子会社の解散影響に加え、販価改善やコスト削減等の収益改善により、895百万円と前期に比べ306百万円（52.0%）の増益となりました。

特殊線材製品部門

当部門は、特殊線材を素材とした硬鋼線、各種めっき鋼線、鋼平線、銅より線、ワイヤロープ等からなり、自動車向け、電力通信向け及び公共土木向け等、多岐に渡って使用されております。

売上高は、販売価格が改善したものの、自動車向け及び鋼索分野等の販売数量が減少したことにより、14,710百万円と前期に比べ367百万円（△2.4%）の減収となりました。

営業損失は、販価改善やコスト削減等の収益改善を主原料価格の上昇によるコスト増や減産影響が上回ったことにより、74百万円と前期に比べ245百万円（前期は171百万円の利益）の減益となりました。

鉚螺線材製品部門

当部門は、鉚螺線材を素材としたトルシア形高力ボルト、六角高力ボルト及びGNボルト等からなり、主として建築向けに使用されております。

売上高は、販売数量が減少したものの、販売価格の改善により、5,442百万円と前期に比べ333百万円（6.5%）の増収となりました。

営業利益は、販価改善や増産効果、コスト削減等の収益改善が主原料価格の上昇によるコスト増を上回ったことにより、759百万円と前期に比べ453百万円（148.1%）の大幅増益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額は1,469百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度に完成した主要設備

当 社	茨城伸線 4 号機更新
ジェイワйтеックス株式会社	台風被害による屋根復興工事

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当 社	茨城伸線 3 号機更新
ジェイワйтеックス株式会社	めっき塗布鋼線生産能力増強工事（第二期）

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国GDPは2019年10-12月期に消費増税等の影響により前期比で大幅な縮小に陥りました。2020年1-3月期以降においても、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延を受け当面マイナス成長が続く事態が懸念されており、日本経済はリーマンショックを超える深刻な不況に見舞われる見通しにあります。

そうした中、当社グループは、引き続き収益重視の経営方針を基本とし、この未曾有の難局を乗り越え一層「強靱な体質」を構築していくために、市場競争力の強化、シェアの拡大、需要の創出、品種構成の改善、コスト低減、国内外の子会社・関連会社の経営基盤強化等を図り、グループ全体の収益確保に努めてまいります。

当社は、高度なめっき・加工技術と商品開発力に支えられたナンバーワン・オンリーワン商品をはじめとする高付加価値の多彩な商品群を有しています。こうした差別化商品と東西製造拠点からの短納期デリバリーを武器に、製販技一体で需要家へのソリューション営業を展開し、既存市場の需要掘り起こしと新規市場の開拓を推進してまいります。当社は、従来より養殖金網や製紙向け等の用途開拓に加え、補強土壁『ハイパープレメッシュ』の需要家との共同開発など、数々の需要開拓を推し進めてまいりました。今後とも社会のニーズを踏まえた戦略的な商品を積極的に市場に投入し、公共事業を含めた一定の需要が期待できる建設向け、リピート性の高い製造業向け、他素材の代替を含めた農・畜産・水産業向け等を中心に拡販を展開してまいります。また、事業や業容の拡大を図っていく中で、必要に応じて資本提携等の検討も行っております。さらに、海外の成長

を取り込むべくグローバルな事業展開を行っており、中国とタイの拠点から世界各地域への輸出を推進しています。

当社は、環境面については「めっき技術で社会に貢献する」をキーワードに、耐食性の高い商品の提供を通じて、フェンスや養殖金網、獣害防護柵をはじめ、様々な需要家の製品の長寿命化やライフサイクルコストの削減、環境負荷の低減などに貢献しています。また、管理体制面においては、業務効率化を推進するとともに、内部統制の充実及びコンプライアンスの徹底を図っています。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度 第65期	2017年度 第66期	2018年度 第67期	2019年度 第68期(当期)
売 上 高(百万円)	26,333	28,281	31,247	30,939
経 常 利 益(百万円)	1,025	1,258	1,522	2,033
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	687	764	979	384
1株当たり当期純利益 (円)	14.20	15.80	20.24	7.94
総 資 産(百万円)	64,463	65,519	66,464	64,529
純 資 産(百万円)	45,184	46,123	45,947	45,981

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を第67期の期首から適用しており、第66期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度 第65期	2017年度 第66期	2018年度 第67期	2019年度 第68期(当期)
売 上 高(百万円)	14,528	15,457	17,173	17,848
経 常 利 益(百万円)	937	1,151	1,521	2,027
当 期 純 利 益(百万円)	621	401	542	344
1株当たり当期純利益 (円)	12.85	8.29	11.22	7.11
総 資 産(百万円)	47,006	47,461	47,686	47,186
純 資 産(百万円)	38,782	39,230	38,852	38,841

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を第67期の期首から適用しており、第66期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の出資比率(%)	主な事業内容
ジェイワイテックス株式会社	450	55	金属製品製造業
滋賀ボルト株式会社	200	100	金属製品製造業
太陽メッキ株式会社	50	100	金属製品加工業
天津天冶日亜鋼業有限公司	75,000 (千円)	51	金属製品製造業
烟台基威特鋼線製品有限公司	43,851 (千円)	55	金属製品製造業

③ 主要な関係会社

日本製鉄株式会社は当社の関係会社であります。当社は商社を通じ同社より原材料を購入しているほか亜鉛アルミ合金めっき鉄線を販売しております。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
普通線材製品部門	鉄線、亜鉛めっき鉄線、極厚亜鉛めっき鉄線、亜鉛アルミ合金めっき鉄線、ニューサンカラーワイヤー、日亜フェンス、有刺鉄線、ワサ針金、普通線材製品加工品、硬鋼線材製品加工品
特殊線材製品部門	硬鋼線、ピアノ線、亜鉛めっき鋼線、亜鉛アルミ合金めっき鋼線、鋼より線、鋼平線、合金めっき鉄平線、巻付グリップ、ワイヤロープ、亜鉛めっきワイヤロープ
鉸螺線材製品部門	トルシア形高力ボルト、六角高力ボルト、GNボルト

(8) 主要な営業所及び工場

- ① 当社本社 兵庫県尼崎市
- ② 当社支店 東京支店（東京都中央区）
- ③ 当社営業所 北海道営業所（北海道札幌市）、東北営業所（宮城県仙台市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）、新潟営業所（新潟県新潟市）、広島営業所（広島県広島市）、九州営業所（福岡県福岡市）
- ④ 当社工場 本社工場（兵庫県尼崎市）、茨城工場（茨城県北茨城市）
- ⑤ 重要な子会社の本社
 - ジェイ・ワイテックス株式会社 大阪府貝塚市
 - 滋賀ボルト株式会社 滋賀県甲賀市
 - 太陽メッキ株式会社 兵庫県尼崎市
 - 天津天冶日亜鋼業有限公司 中華人民共和国
 - 烟台基威特鋼線製品有限公司 中華人民共和国

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
男 性	688名	34名減
女 性	99名	12名減
合 計	787名	46名減

(注) 従業員数は、当連結会社から当連結会社外への出向者を除き、当連結会社外から当連結会社への出向者を含む就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	275名	9名増	41歳5ヶ月	18年1ヶ月
女 性	29名	1名減	36歳11ヶ月	12年7ヶ月
合 計	304名	8名増	41歳1ヶ月	17年8ヶ月

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であります。

(10) 主要な借入先

会 社 名	借 入 先	借入金残高 (百万円)
当 社	株式会社三菱UFJ銀行	2,000
	株式会社池田泉州銀行	160
	株式会社みなと銀行	140
ジェイ・ワイテックス株式会社	株式会社三菱UFJ銀行	1,700
	株式会社みなと銀行	779
	株式会社紀陽銀行	440
	株式会社四国銀行	400
	株式会社南都銀行	360
	株式会社池田泉州銀行	350
太陽メッキ株式会社	株式会社みなと銀行	266
	株式会社池田泉州銀行	200

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 117,243,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 51,755,478株 |
| (3) 株主数 | 4,307名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本製鉄株式会社	11,674	24.12
日亜興産株式会社	3,575	7.39
日亜鋼業取引先持株会	2,497	5.16
株式会社池田泉州銀行	2,040	4.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,974	4.08
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	1,867	3.86
株式会社三菱UFJ銀行	1,845	3.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,401	2.90
日亜鋼業従業員持株会	1,087	2.25
株式会社みなと銀行	1,008	2.08

- (注) 1. 当社は自己株式(3,357,782株)を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式(3,357,782株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	国 峰 淳	
常務取締役	寺 前 昭	製造本部及び技術本部管掌 製造本部長兼設備部長
取 締 役	寺 川 齊 貴	TSN Wires Co.,Ltd. 取締役副社長
取 締 役	高 間 敏 夫	技術本部長兼品質保証部長
取 締 役	道 盛 武 彦	営業本部長
取 締 役	沖 垣 佳 宏	管理本部長兼海外事業本部長
取 締 役	長 岡 宏 明	
常 勤 監 査 役	下 徳 弘 幸	
監 査 役	大 西 信 彦	公認会計士並びに税理士
監 査 役	越 川 和 弘	日本製鉄株式会社 執行役員

- (注) 1. 取締役 長岡宏明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 大西信彦氏及び越川和弘氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役 大西信彦氏は、公認会計士並びに税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、社外取締役である長岡宏明氏及び社外監査役である大西信彦氏を、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等は以下のとおりであります。

区 分	取締役		監査役		計	
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
株主総会決議に 基づく報酬	8	140	4	15	12	155

- (注) 1. 上記の取締役及び監査役報酬の中には、社外役員（社外取締役及び社外監査役）4名分合計11百万円が含まれております。
 2. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金23百万円を含んでおります。

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼務先会社名	兼職の内容	関 係
社外監査役	越川 和弘	日 本 製 鉄 株 式 会 社	執行役員	当社は商社を通じ同社より原材料を購入しているほか、同社に亜鉛アルミ合金めっき鉄線を販売しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	長岡 宏明	当事業年度に開催された取締役会の出席率は93.8%出席し、取締役会の意思決定の適正性に対するチェック機能や取締役の業務執行に対する監督機能等を果たす観点から助言を行っております。
社外監査役	大西 信彦	当事業年度に開催された取締役会の出席率は93.8%、監査役会は全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、決算のあり方並びに財務報告に関する適正性等について助言を行っております。
	越川 和弘	当事業年度に開催された取締役会の出席率は83.3%、監査役会は90.0%に出席し、会社経営に関する高い見識を活かし、当社経営全般について助言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当社 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬	36百万円
②子会社 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬	18百万円
③子会社 上記以外の業務に係る報酬	1百万円

- (注) 1. 上記①の報酬は、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別することができないため、合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非会計監査業務の内容

ジェイ・ワイテックス株式会社は、会計監査人に対して、関係会社への財務情報調査業務に係る対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、「会計監査人の解任又は不再任」に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 内部統制システムの基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の適正を確保するための体制として、2015年5月1日付施行の改正会社法を踏まえ2015年4月27日開催の取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

当社は、「日亜鋼業グループ企業理念」及び「日亜鋼業グループ社員行動指針」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、公正かつ社会から信頼される企業の実現を目指します。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、次のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、その継続的改善に努めます。

1. 当社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、「取締役会規程」等に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受けます。
 - ② 業務を執行する取締役（業務執行取締役）は、取締役会における決定事項に基づき、各々の管掌業務に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告します。
 - ③ 法令及び規程等を遵守し、適正に職務を行うことを、使用人に対して周知・徹底します。法令違反行為等があった場合は、「職員就業規則」に基づき適切に対処します。
 - ④ 「コンプライアンス委員会」の設置・運営を通じて、当社におけるコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、コンプライアンス体制の充実に努めます。
 - ⑤ 「内部通報規程」を制定し、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス体制を強化します。
 - ⑥ 監査室は、各部門に対して「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性等の監査を実施し、その結果を「コンプライアンス委員会」に報告する体制を確立します。
 - ⑦ 反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 業務執行取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書取扱規程」「文書保存処分取扱細則」に従い、保存場所を定め、管理を行います。
 - ② 取締役及び監査役は、「文書取扱規程」「文書保存処分取扱細則」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「リスク管理規程」をはじめリスク管理にかかわる諸規程を制定します。
 - ② 「コンプライアンス委員会」を設置し、横断的なリスクの状況の監視並びに全社的対応を行います。各部門所管業務に付随するリスク管理は、各本部毎に統括する本部長が責任者となり執り行うこととします。
 - ③ 「安全衛生委員会」において、安全教育及び毎月2回の安全パトロール等の実施により、リスクの未然防止を図ります。
 - ④ 各部門が毎月実施する「自主点検」の結果を基に、監査室が内部統制の有効性を検証します。
 - ⑤ 財務報告の正確性と信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、リスクの評価を行い、統制活動の実施状況を定期的に確認します。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 「取締役会規程」「経営会議規程」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等を基に、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
 - ② 経営上の重要事項については、経営会議の審議を経て、原則月1回開催される取締役会において執行決定を行います。
 - ③ 取締役会において決定した経営計画に基づき、取締役会、月次報告会、販売会議、生産・技術会議において月次単位で業績管理を行います。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、「日亜鋼業グループ企業理念」及び「日亜鋼業グループ社員行動指針」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行います。

また、当社及び子会社の取締役、使用人等が遵守すべきものとして、「コンプライアンス規程」を制定します。

子会社は、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図るとともに、当社は、子会社の内部統制の状況を確認し、必要に応じ改善のための支援を行います。

これに基づく具体的な体制は以下のとおりとします。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社における経営計画、重要な経営方針、決算等、当社の連結経営上又は子会社の経営上の重要事項について、子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行います。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、重要な子会社における財務報告の正確性と信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、リスクの評価を行い、統制活動の実施状況を定期的に確認します。

② 当社は、子会社におけるリスク管理状況について、子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行います。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、子会社に対し効率的な職務執行のための助言等を行います。

② 当社は、子会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行います。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況について、子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行います。

- ② 子会社が実施する「自主点検」の結果を基に、当社の監査室が内部統制の有効性を検証します。
 - ③ 「安全衛生委員会」「コンプライアンス委員会」等を通じて、グループにおける横断的な取り組みを行い、情報の共有化を図ります。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合については、当該職務に関係する部署において、所属長は使用人を任命し、その職務の補助を行える体制を構築します。
 - ② 任命を受けた使用人は、取締役から独立し監査役の指示の下で業務を行います。
7. 当社の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の経営会議、コンプライアンス委員会、月次報告会、販売会議、生産・技術会議に監査役が出席し、付議又は報告事項について情報を共有します。
 - ② 当社の取締役及び使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、監査役と情報を共有します。
 - ③ 子会社の取締役、監査役、使用人等は、子会社における職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は関係部門を通じて報告します。
 - ④ 当社は、監査役又は監査役会に上記②又は③の報告を行った者に対し、内部通報規程等に基づき、報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止します。
 - ⑤ 監査室は、監査実施状況を監査役又は監査役会に報告する体制を構築します。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の償還請求に応じます。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を実施します。
- ② 監査役は、会計監査人と円滑に連携できる体制を構築します。
- ③ 監査役は、監査室と適時・適切に情報交換を行うとともに、連携して監査を行います。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制システムの上記基本方針に則り経営及び業務運営を行っています。

当社は、取締役会規程に基づき原則月1回取締役会を開催し、経営方針及び経営上の重要事項等について決定を行い又は報告を受けるとともに、社外取締役による監督機能、監査役による監査機能の充実を図る体制を採ることにより、経営の公正性、透明性、効率性を確保しています。

また、任意の仕組みとして、経営会議を設置し、取締役会付議事項の事前審議のほか、経営上の重要事項等について審議・報告を行うとともに、業務執行状況の報告及び議論の場として、月次報告会、販売会議、生産・技術会議を設け、月次単位での業績管理を行っています。さらに、コンプライアンス委員会を設置し、横断的なリスクの状況の監視及び全社対応を行うとともに、内部通報に関わる適切な体制も整備しています。これらの会議体にはすべて常勤監査役が出席しています。加えて、当社では、社長及び取締役管理本部長が、社外取締役、監査役と定期的に会合を開催し、経営全般に関わる情報交換及び認識の共有を図っています。

監査役と内部監査部門（監査室）、会計監査人との関係についても、監査役は監査室や会計監査人との間で定期的に会合を開催し情報・意見交換を行い緊密に連携する体制をとっています。監査室は、各部門の自主点検やチェックリスト等による確認結果を基に内部統制の有効性を検証するとともに、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、決算財務報告プロセス及び各部門の業務プロセス、諸規程の整備状況等を検証し、統制活

動の実施状況の確認とリスク管理の評価を行い、取締役会、コンプライアンス委員会、監査役、会計監査人に報告しています。

子会社については、当社の取締役又は幹部従業員が各子会社の取締役又は監査役に就任するとともに、定期的開催される各子会社との会議において、当社の社長、取締役、常勤監査役が出席し、当社の連結経営上又は各子会社の経営上の重要事項等について当社への報告を求めるとともに、必要な助言等を行っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	〔 32,599,993 〕	流 動 負 債	〔 11,572,143 〕
現金及び預金	10,541,774	支払手形及び買掛金	3,889,308
受取手形及び売掛金	7,436,148	電子記録債務	2,515,539
電子記録債権	3,276,541	短期借入金	1,916,000
有価証券	1,853,868	1年内返済予定の長期借入金	849,000
製品	5,224,063	未払金	843,051
仕掛品	1,062,584	未払法人税等	5,171
原材料及び貯蔵品	2,798,129	賞与引当金	284,583
その他	412,068	設備関係支払手形	391,430
貸倒引当金	△ 5,184	営業外電子記録債務	159,664
		関係会社整理損失引当金	305,282
		災害損失引当金	8,641
		その他	404,469
固 定 資 産	〔 31,929,568 〕	固 定 負 債	〔 6,976,278 〕
有形固定資産	(17,059,473)	長期借入金	4,130,000
建物及び構築物	4,204,854	繰延税金負債	535,674
機械装置及び運搬具	3,225,229	役員退職慰労引当金	219,391
土地	9,110,955	退職給付に係る負債	2,029,665
建設仮勘定	381,529	その他	61,547
その他	136,905	負 債 合 計	18,548,421
無形固定資産	(189,399)	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	185,959	株 主 資 本	〔 42,113,272 〕
その他	3,439	資本金	(10,720,068)
投資その他の資産	(14,680,695)	資本剰余金	(10,888,051)
投資有価証券	12,758,595	利益剰余金	(21,526,628)
退職給付に係る資産	128,347	自己株式	(△ 1,021,476)
繰延税金資産	429,922	その他の包括利益累計額	〔 992,461 〕
その他	1,392,654	その他有価証券評価差額金	755,290
貸倒引当金	△ 28,824	為替換算調整勘定	325,225
		退職給付に係る調整累計額	△ 88,054
資 産 合 計	64,529,562	非支配株主持分	〔 2,875,406 〕
		純 資 産 合 計	45,981,140
		負 債 純 資 産 合 計	64,529,562

(注) 記載金額は、千円未満を切捨て表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

〔 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日 〕

(単位:千円)

科 目	金	額
売上高		30,939,114
売上原価		24,567,781
売上総利益		6,371,333
販売費及び一般管理費		4,621,084
営業利益		1,750,248
営業外収益		
受取利息	133,225	
受取配当金	255,860	
有価証券売却益	207	
受取貸付料	33,469	
太陽光売電収入	59,792	
雑収入	26,269	508,825
営業外費用		
支払利息	34,232	
持分法による投資損失	86,943	
太陽光売電原価	33,647	
為替差損	58,561	
雑支出	11,942	225,327
経常利益		2,033,746
特別利益		
固定資産売却益	166	
投資有価証券評価益	11,684	
災害による保険金収入	38,764	50,615
特別損失		
投資有価証券評価損	1,367,977	
固定資産除却損	15,668	
固定資産売却損	428	
解体撤去費用	23,861	
災害による損失	33,881	1,441,817
税金等調整前当期純利益		642,544
法人税、住民税及び事業税	240,998	
法人税等調整額	8,722	249,720
当期純利益		392,823
非支配株主に帰属する当期純利益		8,404
親会社株主に帰属する当期純利益		384,419

(注) 記載金額は、千円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔 自 2019年4月1日 〕
〔 至 2020年3月31日 〕

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,720,068	10,888,051	21,432,596	△ 1,021,358	42,019,358
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 290,387	—	△ 290,387
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	384,419	—	384,419
自己株式の取得	—	—	—	△ 117	△ 117
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	94,031	△ 117	93,914
当期末残高	10,720,068	10,888,051	21,526,628	△ 1,021,476	42,113,272

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	829,555	305,171	△ 75,690	1,059,036	2,868,667	45,947,062
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 290,387
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	384,419
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 117
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 74,265	20,054	△ 12,363	△ 66,574	6,738	△ 59,835
当期変動額合計	△ 74,265	20,054	△ 12,363	△ 66,574	6,738	34,078
当期末残高	755,290	325,225	△ 88,054	992,461	2,875,406	45,981,140

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

ジェーワイテックス株式会社、滋賀ボルト株式会社、太陽メッキ株式会社、天津天治日亜鋼業有限公司、烟台基威特鋼線製品有限公司

(2) 非連結子会社の数 4社

日亜企業株式会社、南海サービス株式会社、株式会社エムアールケー、烟台基威特金属製品有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1社

TSN Wires Co., Ltd.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 4社

日亜企業株式会社、南海サービス株式会社、株式会社エムアールケー、烟台基威特金属製品有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、天津天治日亜鋼業有限公司及び烟台基威特鋼線製品有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、投資事業有限責任組合については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 関係会社整理損失引当金

関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

⑤ 災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

・ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金の利息

・ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

・ヘッジ有効性の評価方法

金利スワップについては、特例処理によっているため有効性の評価を省略しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

また、一部の連結子会社は、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）によっております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、当期純利益は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

④ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 未適用の会計基準等に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 37,723,275千円
2. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

TSN Wires Co., Ltd. 628,973千円 (188,315千THB)

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 51,755,478株
2. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	145,194千円	3円	2019年 3月31日	2019年 6月28日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	145,193千円	3円	2019年 9月30日	2019年 12月5日
計		290,387千円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 開催予定の定時株主総会	普通株式	利益剰余金	145,193千円	3円	2020年 3月31日	2020年 6月29日

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については有価証券運用規程の範囲で運用し、リスクを避ける為に投機的な運用は回避しており、分散投資により安全性を保持しております。また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る取引先の信用リスクは、基本的には契約時に総合商社を起用しリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券については適時に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	10,541,774	10,541,774	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,436,148	7,436,148	—
(3) 電子記録債権	3,276,541	3,276,541	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	12,259,214	12,259,214	—
(5) 支払手形及び買掛金	(3,889,308)	(3,889,308)	(—)
(6) 電子記録債務	(2,515,539)	(2,515,539)	(—)
(7) 短期借入金	(1,916,000)	(1,916,000)	(—)
(8) 未払金	(843,051)	(843,051)	(—)
(9) 設備関係支払手形	(391,430)	(391,430)	(—)
(10) 営業外電子記録債務	(159,664)	(159,664)	(—)
(11) 長期借入金	(4,979,000)	(4,988,394)	(9,394)
(12) デリバティブ取引	(—)	(—)	(—)

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

- (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
- (1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、並びに(3)電子記録債権
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4)有価証券及び投資有価証券
これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券、投資信託等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (5)支払手形及び買掛金、(6)電子記録債務、(7)短期借入金、(8)未払金、(9)設備関係支払手形、並びに(10)営業外電子記録債務
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (11)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。変動金利による長期借入金の一部については、金利スワップの特例処理の対象とされ、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。
- (12)デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
- (注2)非上場株式等(連結貸借対照表計上額2,064,429千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。
- (注3)非連結子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額288,820千円)は、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 890円65銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 7円94銭 |

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	〔 22,497,531〕	流動負債	〔 5,087,274〕
現金及び預金	8,737,700	支払手形	17,773
受取手形	1,375,932	電子記録債務	2,270,124
電子記録債権	2,213,551	買掛金	1,239,853
売掛金	2,802,174	1年内返済予定の長期借入金	200,000
有価証券	1,853,868	未払金	428,062
製品	3,174,815	未払費用	151,645
仕掛品	218,867	未払消費税等	33,164
原材料及び貯蔵品	1,263,449	前受金	9,732
前払費用	23,898	預り金	13,425
短期貸付金	561,489	賞与引当金	154,300
未収入金	15,418	関係会社整理損失引当金	446,469
立替金	241,683	営業外電子記録債務	122,722
その他貸倒引当金	△ 4,707		
固定資産	〔 24,688,609〕	固定負債	〔 3,256,891〕
有形固定資産	(7,386,750)	長期借入金	2,200,000
建物	2,771,214	退職給付引当金	850,134
構築物	166,741	役員退職慰労引当金	146,460
機械装置	1,282,950	その他	60,297
車両運搬具	1,672		
工具器具備品	80,727		
土地	2,948,386		
建設仮勘定	135,057		
無形固定資産	(116,199)		
ソフトウェア	115,783		
その他	416		
投資その他の資産	(17,185,658)		
投資有価証券	11,876,357		
関係会社株	2,133,468		
長期貸付金	1,462,489		
長期前払費用	22,632		
繰延税金資産	390,751		
退職積立保険料	1,098,380		
その他	321,585		
貸倒引当金	△ 28,200		
投資損失引当金	△ 91,805		
資産合計	47,186,140	負債合計	8,344,166
		純資産の部	
		株主資本	〔 38,102,202〕
		資本金	(10,720,068)
		資本剰余金	(10,888,051)
		資本準備金	10,888,032
		その他資本剰余金	18
		利益剰余金	(17,515,558)
		利益準備金	655,131
		その他利益剰余金	(16,860,427)
		別途積立金	12,159,226
		繰越利益剰余金	4,701,200
		自己株式	(△ 1,021,476)
		評価・換算差額等	〔 739,771〕
		その他有価証券評価差額金	739,771
		純資産合計	38,841,974
		負債純資産合計	47,186,140

(注) 記載金額は、千円未満を切捨て表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2019年4月1日 〕
〔 至 2020年3月31日 〕

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,848,273
売 上 原 価		13,586,621
売 上 総 利 益		4,261,652
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,606,019
営 業 利 益		1,655,632
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	392,346	
有 価 証 券 売 却 益	207	
雑 収 入	17,587	410,141
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 出	9,010	
支 払 金	29,664	38,674
経 常 利 益		2,027,098
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	166	
投 資 有 価 証 券 評 価 益	11,684	11,850
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	428	
固 定 資 産 除 却 損	5,126	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,367,977	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	91,805	
解 体 撤 去 費 用	21,400	1,486,738
税 引 前 当 期 純 利 益		552,211
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	208,324	
法 人 税 等 調 整 額	△ 425	207,898
当 期 純 利 益		344,312

(注) 記載金額は、千円未満を切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自 2019年4月1日 〕
〔 至 2020年3月31日 〕

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	10,720,068	10,888,032	18	10,888,051
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	10,720,068	10,888,032	18	10,888,051

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
別途積立金		繰越利益剰余金				
当期首残高	655,131	12,159,226	4,647,275	17,461,633	△ 1,021,358	38,048,395
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	△ 290,387	△ 290,387	—	△ 290,387
当期純利益	—	—	344,312	344,312	—	344,312
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 117	△ 117
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	53,924	53,924	△ 117	53,807
当期末残高	655,131	12,159,226	4,701,200	17,515,558	△ 1,021,476	38,102,202

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	803,879	803,879	38,852,275
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△ 290,387
当期純利益	—	—	344,312
自己株式の取得	—	—	△ 117
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 64,108	△ 64,108	△ 64,108
当期変動額合計	△ 64,108	△ 64,108	△ 10,301
当期末残高	739,771	739,771	38,841,974

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、投資事業有限責任組合については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、原材料、仕掛品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(6) 関係会社整理損失引当金

関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、貸付に対する回収不能見込額を含めた当該損失見込み額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,276,570千円
2. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

ジェイ・ワイテックス株式会社 900,000千円

TSN Wires Co., Ltd. 628,973千円 (188,315千THB)

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 929,154千円 |
| 長期金銭債権 | 1,491,916千円 |
| 短期金銭債務 | 527,123千円 |

3. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 277,963千円

仕 入 高 2,773,551千円

その他の営業取引高 42,932千円

営業取引以外の取引による取引高 50,573千円

2. 投資損失引当金繰入額は、TSN Wires Co., Ltd.への投資に係る損失に備えるために計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,357,782株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	47,185千円
未払事業税	17,191千円
製品（横持費用）	2,990千円
退職給付引当金	259,971千円
役員退職慰労引当金	44,787千円
貸倒引当金繰入限度超過額	10,046千円
投資有価証券	39,221千円
関係会社株式	328,931千円
棚卸資産評価損	21,230千円
減損損失	69,292千円
投資損失引当金	28,074千円
関係会社整理損失引当金	136,530千円
その他	18,194千円
繰延税金資産小計	1,023,648千円
評価性引当額	△ 250,962千円
繰延税金資産合計	772,685千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△ 321,757千円
前払年金費用	△ 60,176千円
繰延税金負債合計	△ 381,934千円
繰延税金資産（負債）の純額	390,751千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
子会社	ジェイ・ ワイテ ックス 株式会 社	大阪府 貝塚市	450,000	金属製品 製造業	所有 直接 55%	兼任 1人	債務保証	債務保証 (注)1	900,000	—	—
子会社	滋賀ボ ルト株 式会社	滋賀県 甲賀市	200,000	金属製品 製造業	所有 直接 100%	—	当社製品 の生産	鋸螺製品 の購入 (注)2	2,479,231	電子記録 債務 買掛金	228,212 205,561
関連会 社	TSN Wires Co., Ltd.	タイ国 バンコ ク	700,000 千THB	金属製品 製造業	所有 直接 40%	兼任 2人	債務保証	債務保証 (注)1	628,973 (188,315 千THB)	—	—

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。
2. 滋賀ボルト株式会社から提示された総原価を検討の上、決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 802円56銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 7円11銭 |

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

日亜鋼業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 愁 星 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 智 則 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日亜鋼業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日亜鋼業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

日亜鋼業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 愁 星 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 智 則 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日亜鋼業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄 本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

日亜鋼業株式会社 監査役会

常勤監査役	下 徳 弘 幸 ㊞
社外監査役	大 西 信 彦 ㊞
社外監査役	越 川 和 弘 ㊞

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、各期の業績、配当性向及び株主資本の状況等を総合的に勘案しながら、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

第68期の期末配当につきましては、こうした方針並びに近年の配当実績及び当期業績等を総合的に勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき3円

総額 145,193,088円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役 長岡宏明氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、その後任として取締役1名を選任するとともに、経営体制の一層の充実・強化を図るため取締役を2名増員し、あわせて取締役3名の選任をお願いするものがあります。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	【新 任】 おおにしとしのり 大西利典 (1963年2月25日生)	1986年4月 新日本製鐵(株)(現日本製鐵株)入社 1986年4月 同社薄板事業部部長 2012年10月 新日鐵住金(株)(現日本製鐵株) 薄板事業部薄板企画部長 2015年4月 同社薄板事業部薄板営業部長 2017年4月 同社参与(大阪支社副支社長委嘱) 2018年4月 同社執行役員(大阪支社副支社長委嘱) 2019年4月 日本製鐵株執行役員(チタン事業部長委嘱) 2020年4月 同社執行役員(社長付)(現在) (2020年6月退任予定) 2020年4月 当社顧問(現在)	一株
2	【新 任】 ことうだひであき 後藤田英昭 (1964年7月1日生)	1989年4月 新日本製鐵(株)(現日本製鐵株)入社 2000年11月 同社君津製鐵所製鋼部鋼片管理 グループリーダー 2002年10月 同社君津製鐵所製鋼部製鋼技術 グループリーダー兼鋼片管理 グループリーダー 2003年10月 同社君津製鐵所製鋼部第一製鋼工場長 2006年2月 同社君津製鐵所製鋼部鋼片管理 グループリーダー 2010年4月 同社君津製鐵所線材工場線材管理 グループリーダー 2016年4月 新日鐵住金(株)(現日本製鐵株) 君津製鐵所線材部長 2020年3月 日本製鐵株退社 2020年4月 当社顧問(現在)	一株
3	【新 任】 【社外役員】 【独立役員】 なかたによしろう 中谷吉朗 (1960年2月5日生)	1983年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 1999年1月 同行京都支店次長 2004年5月 (株)UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 大阪法人営業第4部長 2006年5月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行)今里支社長 2008年5月 同行阿倍野橋支社長 2012年3月 同行退任 2012年4月 朝日ウッドテック(株)管理部長 2012年7月 同社取締役管理部長 2019年7月 同社内部監査室長 2020年3月 同社退社(現在)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 中谷吉朗氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中谷吉朗氏は、他企業の役員に就任し経営者としての豊富な経験を有しております。同氏が当社取締役会の意思決定の適正性に対するチェック機能や取締役の業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレートガバナンスを更に強化していただけるものと判断し、今般社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 中谷吉朗氏が取締役選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、中谷吉朗氏を独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 下徳弘幸、大西信彦の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	した とく ひろ ゆき 下 徳 弘 幸 (1951年12月18日生)	1970年3月 当社入社 1996年4月 当社経理部長兼システム部長 2004年4月 当社管理本部副本部長兼経理部長 2005年3月 当社管理本部長 2005年6月 当社取締役管理本部長 2014年6月 当社監査役(現在)	47,000株
2	【社外役員】 【独立役員】 おお にし のぶ ひこ 大 西 信 彦 (1958年6月27日生)	1985年9月 監査法人誠和会計事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1989年3月 公認会計士登録 1989年8月 税理士登録 2002年6月 監査法人誠和会計事務所(現有限責任監査法人トーマツ)退所 2002年7月 大西公認会計士事務所開設(現在) 2017年6月 当社監査役(現在)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 2. 大西信彦氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 大西信彦氏は、公認会計士並びに税理士の資格を有しており、財務及び会計の専門的見地から決算のあり方並びに財務報告に関する適正性について助言をいただくうえで、適任であると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 4. 当社は、大西信彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
 5. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、大西信彦氏を独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2019年6月27日開催の第67回定時株主総会において選任された補欠監査役 北島昭二氏の選任の効力が失効しますので、改めて法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
【社外役員】 <small>きた ぼたけ しやう じ</small> 北 島 昭 二 (1947年2月14日生)	1969年4月 大阪国税局入局 1995年7月 同局課税第一部国税訟務官 1999年7月 同局調査第二部統括国税調査官 2002年7月 長田税務署長 2003年7月 大阪国税局調査第一部調査審理課長 2004年7月 明石税務署長 2006年7月 大阪国税局退官 2006年8月 税理士登録 2006年8月 北島税理士事務所開設(現在) 2007年7月 当社顧問税理士(現在)	一株

- (注) 1. 北島昭二氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 北島昭二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、北島昭二氏が代表を務める北島税理士事務所との間で、顧問税理士契約を締結しておりますが、当事業年度におけるその取引高は連結販売費及び一般管理費の0.02%程度であり、株主と利益相反を生じるおそれのない範囲の額であります。社外監査役としての独立性やガバナンス体制に何ら影響を及ぼすものではないと判断しております。
4. 北島昭二氏は、企業経営に関与された経験はありませんが、長年国税局の要職を歴任し、また、税理士としての専門的な知識及び実務経験を有しています。監査役に就任された場合、そうした豊富な知見を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 北島昭二氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって取締役を退任される長岡宏明氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

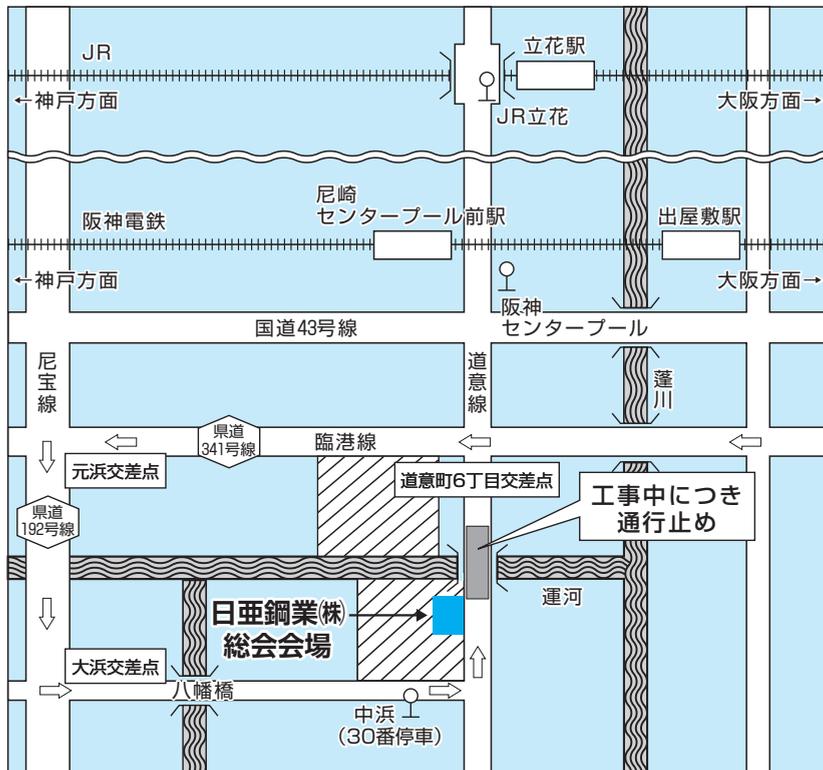
氏 名	略 歴
なが おか ひろ あき 長 岡 宏 明	2015年6月 当社取締役（現在）

以 上

MEMO

MEMO

会場ご案内図



部分の道路については、工事中につき通行止めとなっている為、お車でお越しの場合は矢印の通り、尼宝線に迂回してご来場ください。徒歩でお越しの方の通行は可能です。

- ※阪神電鉄尼崎センタープール前駅下車
 - 阪神センタープールバス停より阪神バス30番（中浜方面行き）中浜バス停下車すぐ
 - 徒歩約15分
- ※JR立花駅下車（陸橋へ出て南行き方面）
 - JR立花バス停より阪神バス30番（中浜方面行き）中浜バス停下車すぐ